

出資法人に対する委託料(令和5年度)

- ・組織名は令和5年度の組織に基づく。
- ・令和5年度に100万円以上を支出した委託契約を対象とする。
- ・委託料は令和5年度の決算に基づく。

出資法人名	支出した局(室・区)	支出した課(室)	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (令和5年度決算)	契約方法 (令和5年度)	随意契約の場合の根拠法令	随意契約理由 (契約方法が「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入)
かわさき市民放送株式会社	総務企画局	シティプロモーション推進室	令和5年度コミュニティFM広報ラジオ番組制作及び放送業務委託	「かわさきホット☆スタジオ」及び「かわさき7カ国語情報」の番組の制作及び放送	36,778,515	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	かわさきFMIは、市民に対し生活に密着したきめ細かい情報を提供できる市内唯一のコミュニティ放送局であり、市政情報等の地域に根差した情報を、広域や県域のマスメディアと比較し、大量かつ迅速に提供することができるため
公益財団法人川崎市スポーツ協会	市民文化局	市民スポーツ室	川崎市スポーツフェスタ2023実施業務委託	子ども向けに多様なスポーツに触れるイベントを開催し、子どもたちがスポーツを始める機会とするとともに、継続的にスポーツを実施するきっかけづくりとなることで、スポーツ好きの子どもたちを増やすことを目的として実施。	7,503,372	随意契約(プロポーザル方式)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務委託において、より高度な企画力や技術力を有する業者の企画案を採用することで、限られた予算で充実した内容の作成が可能となる。このため、参加を希望した業者から企画案を提出させ、最も優れた企画案を提案した業者と随意契約を行う。
公益財団法人川崎市スポーツ協会	市民文化局	市民スポーツ室	令和5年度市内小学校等における障害者スポーツ体験講座実施支援業務委託	福祉教育等の一環で障害者スポーツの体験を希望する市内小学校を対象に、参加型の障害者スポーツ体験講座を実施し、児童が障害及び障害者に対する理解について学習する機会を設ける。また、市内の老人福祉センター等の各施設で障害のあるなしにかかわらず、幅広い世代が楽しめるポッチャの体験会を開催する。その体験を通じて、学校や地域の障害者スポーツへの関心が高まり、市全体として障害者スポーツへの関心や障害及び障害者に対する理解が一層深まることを目的とする。	7,920,000	一般競争入札		
公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	協働・連携推進課	令和5年度川崎市協働・連携ポータルサイト「つなぐっとKAWASAKI」管理・運営業務委託	サイトのコンテンツ準備及び管理、入力アカウントの交付、市民からの問合せ対応等	1,756,700	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の実施にあたっては、ボランティア活動や市民活動等への市民参加を促し、協働で地域課題の解決を支援するというサイトの目的を十分に理解し、その基本となる市民活動への支援に精通していることに加え、Webサイトの運営業務に係る専門的スキルを有する事業者に委託することが不可欠である。 また、本サイトは市民活動団体等による各コンテンツへの直接入力が可能ことから、市民利用を安定的に維持・確保するためには、運営上の知見に加え、市民活動団体等への伴走支援に関する専門的スキルを有する事業者との連携が必須である。さらに、「応援ナビかわさき」の掲載情報を転載する際には、情報の発信元である市民活動団体等から承諾を得る必要があるが、「応援ナビかわさき」の管理者である選定業者以外では、サイトの根幹となる情報の連携そのものを行うことができない。 (公財)かわさき市民活動センターは、上記の要件を満たし、市民活動支援に関する情報提供のあり方や、本サイトコンテンツについて精通している市内唯一の事業者であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、選定業者と随意契約を行うものである。
公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	市民活動推進課	川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度実施業務委託	市民活動補償制度の実施に必要な業務	1,559,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	この業務は、市民活動支援の一環として行うものであるため、市民活動への十分な知識や経験が必要であり、さらに、日常的に市内全域において、すべての分野の市民活動支援を担っている機関が当該業務を実施することで、効果的な事業運営が確保される。全市全領域にわたる市民活動の支援を行い、かつ保険支払の対象となる市民活動が否かについて判断できる中間支援組織は、(公財)かわさき市民活動センターのみであるため、当該業務委託の契約先として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約により契約を締結するものである。

公益財団法人かわさき市民活動センター	こども未来局	青少年支援室	令和5年度子育て支援・わくわくプラザ事業実施業務委託	保護者の就労形態等によりお迎えが困難な児童の居場所及び安全の確保と子育ての支援(わくわくプラザ終了後午後7時まで)。子育て支援・わくわくプラザ事業実施要綱等をもって実施する。	38,942,422	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	根拠条文:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(指定管理業務において18時まで実施しているわくわくプラザ事業の後、19時までの間にわくわくプラザ室を利用して実施する事業であり、同一の事業者が引き続き事業を行うことが事業の性質上ふさわしいため)
川崎アゼリア株式会社	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎地下街北口・西口エスカレータ維持管理業務委託	川崎地下街北口と西口の出入口階段に設置したエスカレータについての維持管理に必要な業務を委託する。	9,561,411	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	川崎地下街内には、通路、階段、エレベータ、エスカレータ等の様々な施設・設備が存在するが、これらの監視業務については、同地下街内に設置されている「川崎アゼリア株式会社」の警備保安室において、監視システムを使用し、24時間体制で一体的に行っている。 当該、北口・西口エスカレータについても、この監視システムの中に含まれており、他の施設・設備と一体的に管理しなければ、地下街全体としての安全・安心な公共地下歩道環境を確保することができない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、川崎地下街の施設・設備を一体的に管理している「川崎アゼリア株式会社」と特命随意契約を締結するものである。
川崎アゼリア株式会社	川崎区役所	道路公園センター	川崎駅東口広場施設及び地下連絡通路管理委託	川崎駅東口広場施設及び地下連絡通路の管理委託 ・清掃業務 エスカレーター、エレベーター、通路、階段(壁面含む)、照明器具、アネモ、ギャラリー、アルミルーバー、階段上屋 ・警備保安業務 巡回警備、保安監視、エスカレーター及びエレベーターの発停、身障者誘導業務等 ・保守点検業務 エスカレーター、エレベーター、監視カメラ、サーバー設備、給排機器、排水ポンプ、照明器具管球取替、シャッター、消防防火設備、無線通信補助設備	93,896,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は川崎駅再編整備に伴い、平成22年度より供用開始を行った東口駅前広場と川崎アゼリア地下街を連絡する通路、エレベーター、エスカレーター、市道と川崎アゼリア地下街を連絡する通路、エレベーター、エスカレーターの清掃、保守点検及び警備保安業務を行うものです。 川崎アゼリア株式会社は川崎アゼリア地下街を一元的に管理しており、エレベータ、エスカレータの定期点検、地下通路の清掃、警備等の保守管理業務を行っております。また警備保安業務については、川崎アゼリア株式会社が管理し、防災センターも兼ねている中央管理室において24時間体制で行われており、緊急時の体制も整えられております。 本業務の警備保安業務(監視)や保守点検業務は、中央管理室でないと行えない業務があることや、地下街に接続している施設及び通路の清掃業務や警備保安業務(監視)は、川崎アゼリア株式会社が行っている地下街管理業務と同様の内容であり、一元的に管理することで効率的な業務が行えることから川崎アゼリア株式会社と特命随意契約するものです。
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	経営支援課	川崎市海外ビジネス支援センター運営等業務委託	川崎市海外ビジネス支援センターの運営及び海外商談会の実施等市内企業の海外展開支援業務	25,803,250	随意契約(プロポーザル方式)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の履行には、中小企業者の海外展開支援に係る高度な専門性と経験、創意工夫が求められるため、単に価格の高低のみを比較するのではなく、事業者独自の支援ノウハウや専門的知見、ネットワークに基づいた提案内容を比較検討して委託先を決定することにより、効果的な事業実施が期待できる。 また、事業効果を高めるため、本市が抱える課題に対する具体的な解決策の提案等を求めることで事業者の創造性や業務遂行能力を評価すべく、公募型プロポーザル方式により業者を選定、随意契約を行ったものである。
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	労働雇用部	令和5年度働き方改革・生産性向上支援コーディネート業務委託	働き方改革・生産性向上に関する知見を有するコーディネーターを幅広い業種の企業へ派遣し、個々の企業の課題解決に向けた支援を行う。	17,500,000	随意契約(プロポーザル方式)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	幅広い業種を対象に市内中小企業等の働き方改革・生産性向上を支援するための高度な専門性が求められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、プロポーザル方式により価格の高低のみを比較するのではなく、事業者独自の専門的知見やネットワーク、支援ノウハウに基づいた提案内容を比較検討して委託先を決定することにより、事業効果を高められると期待できるため。
公益財団法人川崎市産業振興財団	臨海部国際戦略本部	成長戦略推進部	令和5年度キングスカイフロント拠点活動活性化支援業務	(1) KSFをはじめ市内外に立地するライフサイエンス関連機関等のシーズ等の調査、相談、マッチング支援等 (2) 国内外のライフサイエンスのバイオクラスター等の関係強化・連携促進 (3) 大田区等との協働による、KSF、羽田エリアの拠点価値向上に向けた連携した取組 (4) 報告会の開催とキングスカイフロントクラスター運営会議への報告	17,680,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本委託業務は、令和3年度から、内閣府所管の地方創生推進交付金制度(補助率1/2)を活用し、3年計画で実施しているものであり、令和5年度は最終年度となる。地方創生推進交付金は、地域再生法に基づく内閣総理大臣による地域再生計画の認定が前提となっており、地域再生計画は、「殿町国際戦略拠点「キングスカイフロント」」を核としたライフサイエンス分野におけるイノベーション創出に向けた連携・共創プロジェクト」として、本市が計画の作成主体、事業主体は同財団として、認定されている。 地方創生推進交付金の実施計画についても、地域再生計画と同様、事業主体は同財団として、内閣府の審査を受け、採択されたものである。 上記の理由から、本委託業務については、同財団のみ契約が可能である。

公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健担当	公害病被認定者等に係る医学的検査業務委託(条例患者以外)	公害健康被害被認定者についての認定更新の可否及び障害程度(等級)の決定に必要な医学的検査を実施	7,547,260	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは、公害関係企業からの拠出金で建設され、設立の趣旨のひとつは、公害健康被害者の長期的健康管理を図るための専門施設となっている。医学的検査のための機材及び人員が整備されており、また被認定者の医学的データの蓄積があるため、被認定者の更新の可否・障害程度の決定資料の作成を的確に実施できる唯一の医学的機関であるため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健担当	令和5年度リハビリテーション事業における呼吸機能訓練事業の委託	主に公害健康被害被認定者及び成人ぜん息医療費助成制度受給者、COPD等の呼吸器疾患に罹患している者を対象とした呼吸機能訓練の実施を委託する。	3,121,783	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害者の長期的な健康管理を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的に設立され、呼吸器疾患に関する各種事業を長年にわたり実施している唯一の機関であり、本事業に必要な検査機材及び人材が整備されている。また、他に本事業を実施している事業者が見当たらないため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健担当	令和5年度呼吸器健康相談業務委託	市民を対象に気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫及び慢性閉そく性肺疾患等の呼吸器疾患に関する相談及び指導等を行うもの	2,968,492	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害者の長期的な健康管理を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的に設立され、呼吸器疾患に関する各種事業を長年にわたり展開している唯一の機関であり、本事業に必要な検査機材及び人材が整備されている。また、他に本事業を実施している事業者が見当たらないため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	経済労働局	経営支援課	マイコンシティセンター管理業務委託	マイコンシティセンターの開錠・施錠、会議室の管理、簡易清掃等の施設管理業務。	2,100,444	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	本事業の委託は、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進に資することにつながり、また当該法人は十分な事業実績及び本事業に対する経験と知識を有していることから、根拠法令に基づく委託先として最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	川崎市シルバー人材センター高齢者向け軽作業委託事業	市内公共施設における高齢者向けの軽作業を委託することにより、そこに働く高齢者の生きがいの充実や社会参加を目的とした委託業務	20,303,497	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	建設緑政局	自転車利活用推進室	自転車等放置防止対策(案内・誘導)業務委託	市営自転車等駐車場の新規開設、閉鎖等に伴い、施設周辺に案内誘導員を配置し、自転車等駐車場への案内・誘導、その他適正な自転車等の駐車にかかわる啓発などを行うもの	1,408,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	宮前区役所	総務課	令和5年度宮前地区会館に係る施設管理業務等委託	宮前地区会館における施錠管理等	6,261,120	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	宮前区役所	生涯学習支援課	令和5年度宮前市民館管生分館夜間施設管理業務	宮前市民館管生分館における夜間の利用者対応等の施設管理補助業務	2,475,974	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであるため、随意契約
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	麻生区役所	まちづくり推進部総務課	麻生区役所来庁者用駐輪場整理業務	麻生区役所内駐輪場の整理、安全確保及び目的外利用の防止	1,070,055	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。

公益財団法人川崎市シルバー人材センター	麻生区役所	まちづくり推進部総務課	麻生区役所柿生分庁舎管理業務委託	麻生区役所柿生分庁舎の施設管理	5,959,123	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができるとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	交通局	管理課	営業所清掃業務委託	営業所構内の清掃及び整頓 営業所内外営繕、冷暖房器具の保守点検	6,392,711	随意契約（その他）	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号	「高齢者等の雇用の安定に関する法律」第36条で定めるとおり、高齢者に提供する就労場所の確保の必要があるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	交通局	運輸課	車両清掃業務委託	在籍バス車両の車内・車外清掃業務	17,264,681	随意契約（その他）	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号	「高齢者等の雇用の安定に関する法律」第36条で定めるとおり、高齢者に提供する就労場所の確保に努める必要があるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	病院局市立川崎病院	事務局庶務課庶務係	令和5年度川崎病院発熱チェック業務委託	川崎病院正面入り口における来院者の発熱確認及び発熱がある際の専門外来への誘導	5,913,451	随意契約（その他）	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	病院局市立井田病院	事務局庶務課管理係	井田病院発熱チェック業務委託	来院する方々の発熱チェック	1,435,564	随意契約（その他）	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	病院局市立井田病院	事務局庶務課管理係	井田病院看護助手補助（物品の搬送、受領、返却等）業務委託	物品等の搬送、受領、返却	2,640,224	随意契約（その他）	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	教育委員会事務局	地域教育推進課	令和5年度はるひ野黒川地域交流センター管理運営業務	(1)施設の利用に関すること (2)サロンの運営に関すること (3)施設開放時間中のはるひ野黒川地域交流センター内の安全管理・維持管理に関すること (4)学校と地域の連携に関すること (5)その他、目的を達成するために必要なこと	6,224,389	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	当該法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターに該当し、本事業を委託することにより、高齢者の雇用につなげることは、本市が取り組む高齢者就労支援事業等、高齢者施策の目的と合致し、高齢者に対する社会福祉の向上に寄与するため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	市民文化局	市民スポーツ室	障害者スポーツ振興に係る委託事業	かわさきパラムーブメントにおけるレガシーのひとつとして、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を掲げており、この実現に向けた取組として、更なる障害者スポーツの充実や普及促進を図るため、障害者スポーツ大会及び障害者スポーツ教室等の開催・派遣に係る業務等について委託するもの	15,366,622	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、障害者スポーツ大会の開催及び障害者スポーツ教室等を行うため、障害者に対する知識や市内障害者団体と包括的なネットワークを構築していることが不可欠な事業である。また、健常者のスポーツ大会やスポーツ教室とは異なり、障害の程度を熟知し、安全に大会運営を行える体制が必要である。そのため、障害について熟知した人員とバラスポーツの指導ができる人員を配置することが可能で、市内障害者団体等と緊密な関係が必須となることから、これらのすべての要件を満たす事業者は、障害者スポーツ協会を内部組織として擁し、障害者スポーツ大会開催の受託実績等も有する（公財）川崎市身体障害者協会しかない。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	市民文化局	市民スポーツ室	令和5年度川崎市スポーツセンター等における障害者スポーツ普及支援業務委託	かわさきパラムーブメントにおけるレガシーのひとつとして、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を掲げており、この実現に向けた取組として、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めていくため、各区スポーツセンター等において障害者や介助者等に障害者スポーツを楽しんでもらう「障害者スポーツプログラム」を開催するとともに、次年度以降の事業展開がより発展的なものとなるよう、当該事業における課題の把握や改善点の提示、新たな提案等に係る業務等について委託するもの	6,789,758	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、障害者や介助者等を対象とした事業であり、障害に対する知識や障害者団体等と包括的なネットワークを構築していることが不可欠である。また、健常者のスポーツ事業とは異なり、障害の程度を熟知し、安全に運営を行える体制が必要である。そのため、バラスポーツに精通し極めて専門性の高い知見を有していること、また障害者団体等との緊密な関係が構築されていることが必須となることから、これらすべての要件を満たす事業者は、障害者スポーツ協会を内部組織として擁し、障害者スポーツ大会開催の受託実績等も有する（公財）川崎市身体障害者協会しかないため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	地域包括ケア推進室	地域相談支援センター運営業務委託	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施する地域相談支援センターの運営業務	18,522,076	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、利用者のニーズや地域の特性を理解し各種相談に応じるとともに、支援を総合的にマネジメントする必要がある、サービスの継続性を考慮することが不可欠である。当該法人は、これまでの業務受託を適正に履行してきた実績を有しており、エリア内の相談支援体制の充実強化という本事業を適切に実施可能な唯一の法人であるため。

公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	障害者社会参加推進センター設置運営委託	障害者自らによる諸種の社会参加促進事業を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するために設置・運営を行う。	4,713,000	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	川崎市障害者社会参加推進センター設置運営業務は、厚生労働省通知により障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に設置するものとされている。当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、業務に精通し十分な事業実績を有しており、当該センター運営委託先として最適であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	啓発・普及事業実施委託（障害者福祉活動推進事業）	・障害者社会参加推進センターの運営 ・障害者社会参加推進協議会の開催	10,472,000	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、身体障害者の福祉事業、障害者スポーツ及び文化活動等の事業を行っており業務に精通し、十分な事業実績を有している。 川崎市障害者社会参加推進センター設置運営事業は、障害者の社会参加を推進するための社会参加推進センター設置運営業務、コミュニケーションの確保等事業、生活訓練等事業、スポーツ振興事業、啓発・普及事業、障害者福祉活動推進事業を実施するものであり、当該法人は、これら事業の適切かつ効率的な事業実施に最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	生活訓練等事業実施委託	・歩行訓練（階段、坂道、信号等、障害者が歩行するにあたって注意すべき場所等についての勉強会・講習会・実地演習等）・身辺・家事管理（身だしなみ、調理、裁縫、洗濯等に関する講習会・教室等） ・家庭生活学習（生活設計、家族関係、育児に関することの教室等） ・社会生活及び職業生活学習（食事、入浴方法、性、出産、育児、就学、就労に関する講習会、教室、研修会等）	1,704,787	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、身体障害者の福祉事業、障害者スポーツ及び文化活動等の事業を行っており業務に精通し、十分な事業実績を有している。 川崎市障害者社会参加推進センター設置運営事業は、障害者の社会参加を推進するための社会参加推進センター設置運営業務、コミュニケーションの確保等事業、生活訓練等事業、スポーツ振興事業、啓発・普及事業、障害者福祉活動推進事業を実施するものであり、当該法人は、これら事業の適切かつ効率的な事業実施に最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	重度障害者福祉タクシー事業費	・重度障害者福祉タクシー事業（福祉有償運送車両等分）の実施	36,116,182	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	重度障害者福祉タクシー事業の一つである福祉有償運送等の車両を対象としている委託については、福祉車両等に係る福祉タクシー利用券の精算事務等を実施するものである。（公財）川崎市身体障害者協会については、福祉キャブ（リフト付自動車）運行事業の実施主体であり、障害者の移動支援事業の知識や経験が豊富で、当該事務を円滑に行う団体がこの他に確保が困難であることから（公財）川崎市身体障害者協会へ委託することが適当であるため。
一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業等業務委託	川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴで実施するひとり親家庭等の支援に係る業務。	39,748,805	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けては、経済的支援を基本とし、総合的に支援をしていくことが重要であり、親に対しては就労による自立を基本とした支援を行うものとしている。 本委託事業は母子・父子福祉センターサン・ライヴを拠点として、主に親に対する就労・生活支援を行うものであり、これらの事業はひとり親家庭の固有の課題解決に向けてまずは相談支援を行い、課題整理を行った上で就労・生活支援等の様々な取組みにつなげていく過程であるため、一体的に取組むことでより効果が高まるものである。また、サン・ライヴ事業の大部分を占める、就業相談・就業支援講習会などの就業支援等事業の実施に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「法」という。）において、法第6条第6項に規定された母子・父子福祉団体と緊密な連携を図るよう規定されている。 また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」においては、母子・父子福祉団体等への受注機会の増大への努力等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会は、役員の過半数が母子家庭等である市内で唯一の母子・父子福祉団体であり、また、全国母子寡婦福祉団体協議会に属し、母子家庭等への知見があり、かつ自身の経験等を活かしひとり親家庭等へ寄り添った支援を実施することができる唯一の団体でもあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約としている。

一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	施設計画課	「川崎市公共建築物の維持及び保全のための相互協力に関する基本協定」第4条の規定に基づく令和5年度委託	設計業務・工事監理業務等	85,406,200	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、設立以来多くの公共建築物を設計・建築している実績があり、公共建築物に必要な能力及び知識・経験を有していることに加え、民間設計事務所へは発注できない市職員の事務の一部を補完する業務も委託できるため。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	令和5年度川崎市居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業における業務委託	川崎市居住支援制度では、制度対応窓口の設置、窓口相談対応業務、入居保証に関する業務、居住継続支援に関する業務、制度関係団体との連絡・調整を実施している。 あんしん賃貸支援事業では、相談対応、事業普及・啓発、各種情報提供等、支援団体の支援、連絡・調整業務を行っている。	4,716,000	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	平成21年3月27日付けで締結した「川崎市居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業の業務の委託に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に該当するため。公社は、公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてノウハウも有しており、住宅政策等を連携して実施するパートナーであると川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	令和5年度高齢者住まい・住み替え相談等支援事業における業務委託（相談窓口事業分）	・高齢者等住み替え相談 高齢者本人の身体状況や世帯状況の変化等に伴う住み替えに関する相談に対し、高齢者向け住宅又は施設等の情報提供、持ち家の処分又は活用等に関する情報提供及び助言等の支援を行う。 ・空き家相談 空き家所有者本人又はその家族等から、空き家の再生・利活用、処分等に関する相談に対する情報提供、助言等の支援を行う。 また、協定を締結した専門家団体と連携し、空き家等に関する課題解決に向けた支援を行う。	8,130,000	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	平成28年9月1日付けで締結した「高齢者住まい・住み替え相談等支援事業に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に該当するため。公社は、公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてノウハウも有しており、住宅政策等を連携して実施するパートナーであると川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	令和5年度 川崎市住まいアドバイザー派遣制度に関する業務委託	川崎市住宅供給公社が運営するハウジングサロン相談窓口（マンション管理相談・住宅相談）において受けた相談のうち、アドバイザー派遣の必要性が確認された事案について、相談者からの申請に基づき専門のアドバイザーを現地に派遣するものであり、令和5年3月29日付けで締結した川崎市住まいアドバイザー派遣制度に関する業務委託に係る協定書に基づき、同公社への委託により実施するものである。 なお、令和5年度から、要改善マンションの管理組合に対し、市からアドバイザーの派遣を働きかける「アウトリーチ型のアドバイザー派遣」を新たに実施する。 ・住まいアドバイザーの条件等の確認、報告 ・派遣申請の受付 ・住まいアドバイザー派遣に関する報告	2,739,000	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和5年3月29日付けで締結した川崎市住まいアドバイザー派遣制度に関する業務委託に係る協定書に基づき、本制度の運営の円滑化を図ることを目的に行うものである。同公社が運営するハウジングサロン相談窓口の事業と一体的に本業務を実施できる団体は同公社以外に無く、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同公社を相手先とした随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	令和5年度川崎市特定優良賃貸住宅事業等の一部業務に関する委託	・高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額に係る国庫補助の申請に必要な書類の作成に関する業務。 ・データベースシステムの維持管理及び市の指示に基づく資料作成に関する業務。	1,199,000	随意契約（その他）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額に係る国庫補助申請に係る提出書類については、入居者の所得把握及び入退去の情報を活用し、公社で作成することによって申請業務の効率化及び事務の軽減を図ることができるため、本業務委託は性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため随意契約とする。

川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(市営住宅)	入居者管理業務 市営住宅維持管理業務 市営住宅修繕業務	3,979,995,761	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公営住宅法第47条第1項および川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、管理の委託先が特定されるため令和4年2月15日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(市営準公営住宅等)	入居者管理業務 市営準公営住宅等維持管理業務 市営準公営住宅等修繕業務	3,697,708	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市営住宅と同一の団地を構成する準公営住宅を、市営住宅の管理委託先である川崎市住宅供給公社にて一体的に管理することにより業務の効率化が図られるため、令和4年2月15日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(特定公共賃貸住宅)	入居者管理業務 特定公共賃貸住宅維持管理業務 特定公共賃貸住宅修繕業務	32,052,982	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市営住宅と同一の団地を構成する特定公共賃貸住宅を、市営住宅の管理委託先である川崎市住宅供給公社にて一体的に管理することにより業務の効率化が図られるため、令和4年2月15日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納の事務	市営住宅等の使用料の収納 駐車場の使用料の収納 収納金の指定金融機関への払込 収納金の係る収納情報の送付	122,670,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公営住宅法第47条第1項及び川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、管理の委託先が特定される市営住宅の管理と密接に関連した業務であるため、市営住宅の管理業務委託先である川崎市住宅供給公社にて収納事務を行うことが最も効率的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	建設緑政局	みどりの管理課	生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託	施設内の管理、バラの育成及び管理、ボランティアの指導・育成ほか	80,054,700	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「生田緑地ばら苑」は平成14年に小田急電鉄株から引継ぎ市が管理を行い、春と秋の一般開放時には、多くの市民に親しまれている。 これまでにボランティアと協働でバラの育成と管理を行っており、現時点で160名を超える、ボランティアについては、ばら苑の維持管理に必要不可欠となっている。 このようなことから本委託は、バラ育成に関する専門性に加え、ボランティアの指導、育成について、豊富な知識や経験が必要である。 このことについて、「公益財団法人川崎市公園緑地協会」については、本市の出資法人として、全市的なボランティア育成事業に継続的に取り組み、ボランティアの指導、育成に関して豊富な知識、経験を有しており、本施設の登録ボランティアとも長年の信頼関係を築き上げている。なお、ボランティアの活用をせずに、本施設の維持管理水準を維持するためには、より多額の人件費の確保が必要となる。 また、土壌の劣化とともに蔓延しているバラの病気の対策についても、知識と経験を有し、適切な育成管理を継続して行ってきた実績がある。 以上のことから、当ばら苑の性質等を勘案し、ボランティアの活用を図りながらバラを適正に維持管理していくとの目的を達成するため、「公益財団法人川崎市公園緑地協会」と契約を締結することが妥当であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とするもの。
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局	警防部救急課	川崎市応急手当普及啓発活動事業	各種応急手当講習等の実施及びそれに係る必要な事務	11,990,000	一般競争入札		
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局	総務部庶務課	消防訓練等業務委託	地震体験車の派遣を伴う消防法(昭和23年法律第186号)第8条等に基づく訓練指導等	8,299,500	一般競争入札		
公益財団法人川崎市学校給食会	教育委員会事務局	健康給食推進室	川崎市学校給食用食材調達業務委託	市立学校の学校給食の実施に当たり、食材調達業務を委託	6,120,652,911	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本契約の受託者は、毎日11万食以上の安全・安心な学校給食の実施のために、①大量の食材の安定的な供給や多数の拠点への定時納品が可能であること、②食品の安全性の確保ができること、③不良品が生じた場合や不測の事態への対応が行えること、④調達実績(他都市での実績含む)の全ての要件を満たす必要があり、学校給食会以外は当てはまる事業者がないため。

公益財団法人川崎市生涯学習財団	こども未来局	青少年支援室	令和5年度川崎市放課後子ども総合プラン職員資質向上研修業務委託	「川崎市放課後子どもプラン」の指導者研修計画に基づき、こども文化センター・わくわくプラザ等の職員の資質向上を図る。	2,311,716	一般競争入札		
公益財団法人川崎市生涯学習財団	教育委員会事務局	生涯学習推進課	生涯学習情報収集・提供事業業務委託	市内の生涯学習関連情報の収集・整理・データ入力。システム運営に係る維持・管理。市民からの生涯学習情報に関わる問合せ・相談への対応。神奈川県生涯学習情報システムへの情報提供。	3,207,292	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	川崎市生涯学習財団は、市内唯一の生涯学習に関する中間支援組織であり、川崎市生涯学習財団が有する、生涯学習情報システム「かわさきの生涯学習情報」の運営を通じて、約30年にわたり市内の生涯学習情報を収集・提供しており、団体等の活動支援などを行いながら情報源との関係性を構築するとともに、大学等と連携して公開講座等の情報を大学等が直接掲載できるようシステムを構築してリアルタイムで発信する取組を行うなど、川崎市の生涯学習情報の収集・発信に関する蓄積された情報やノウハウを有している。また、生涯学習情報の収集・発信に際しては、市民や地域団体等による生涯学習活動を支援する側面を有していることから、情報を得る側だけでなく、情報の源となる取組(団体等の活動)を支援することにも留意する必要がある、公的機関の事業や企業等のイベント等だけでなく、地域の小さな取組も含めて広く収集することが不可欠だが、本業務を、川崎市生涯学習財団が担うことで、財団が有するネットワークを活用することができ、さらには、情報の収集・発信の過程の中で、必要に応じて活動に関する相談対応・活動支援を行うことなども可能となり、効率的・効果的な取組が期待できる。なお、生涯学習情報システム「かわさきの生涯学習情報」は、川崎市生涯学習財団が整備した情報システムであり、市の情報システム「ふれあいネット生涯学習情報」を終了した際(平成28年度)に、その取組を継承したものである。また、川崎市生涯学習財団は、神奈川県とも連携しており、神奈川県生涯学習情報サイト「学びstyleかながわ」についての、川崎市の生涯学習情報の区分への掲載権限を有している。以上のことから、川崎市生涯学習財団は、本業務の受託者として最も適しており、また、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に示している、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点においても有用であるため。
公益財団法人川崎市生涯学習財団	教育委員会事務局	地域教育推進課	令和5年度 寺子屋先生養成講座実施業務	今後の新たな寺子屋立ち上げに向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行うことを目的とした「寺子屋先生養成講座」を実施するにあたり、講座の企画や準備、当日の運営等に伴う業務を委託するもの	1,090,177	一般競争入札		